全国こども政策主管課長会議

令和6年3月

こども家庭庁成育局
成育環境課

こどもまんなか
こども家庭庁

Ⅲ. 放課後児童対策について

１．放課後児童対策パッケージについて

（1）待機児童の発生状況

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

※平成９年の児童福祉法改正により法定化〈児童福祉法第６条の３第２項〉：平成10年４月施行

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした（平成27年４月施行）

【現状】（令和５年５月現在）

○登録児童数　1,457,384人

○支援の単位数　37,034単位

○クラブ数　25,807か所

（参考：全国の小学校18,585校）

○利用できなかった児童数（待機児童数）　16,276人

【今後の展開】

○「こども未来戦略」（令和５年12月22日閣議決定）に基づき、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年９月14日策定）に掲げた**受け皿の拡大（約122万人から約152万人への拡大）を、加速化プランの期間中（2026年度まで）のできるだけ早期に達成できるよう取り組む。**

○ こどもの主体性を尊重し、こどもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

［クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移］

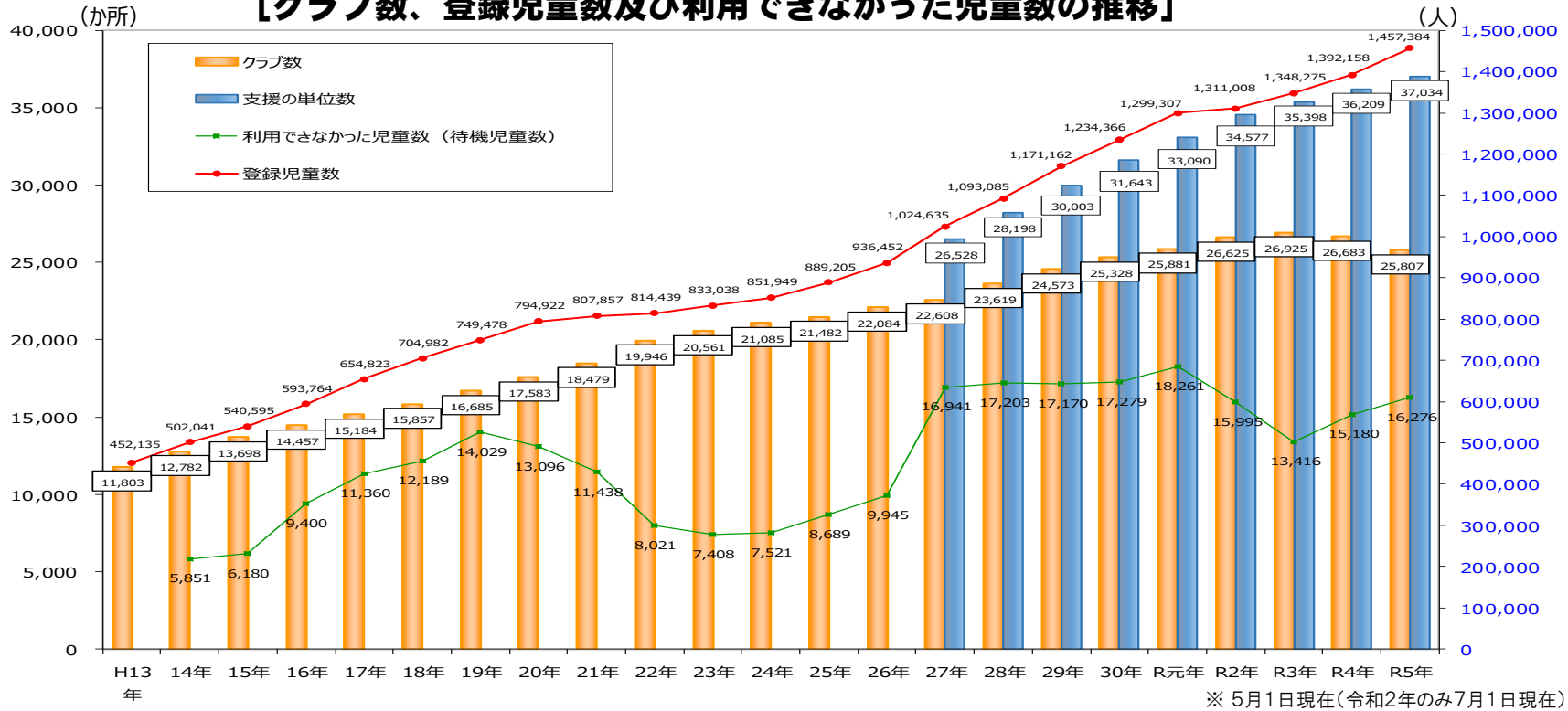

※ 5月1日現在（令和2年のみ7月1日現在）こども家庭庁調査

※ 本調査は平成10年より実施

待機児童の発生状況について

令和５年５月１日時点（確報値）　16,276人

○学年別の状況

待機児童数の学年別の状況をみると、
低学年（小学１年生から小学３年生）は前年比で491人増加、
高学年（小学４年生から小学６年生）は前年比で605人増加した。

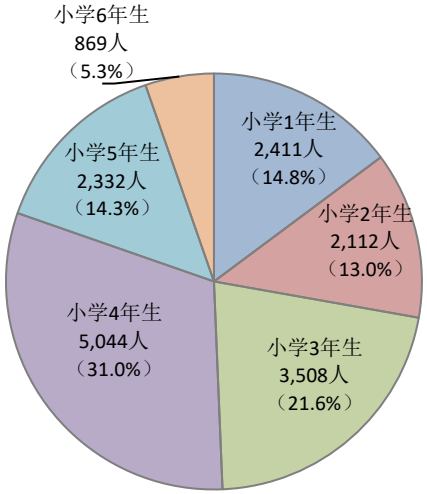

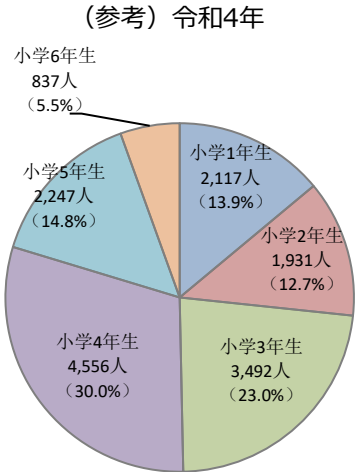

○都道府県別の状況

待機児童数の都道府県別の状況をみると、
東京都、埼玉県、千葉県で全体の約４割を占めているが、
全国各地で発生している。

都道府県名	待機児童数
東京都	3，524人
埼玉県	1，881人
千葉県	1，227人
沖縄県	1，076人
兵庫県	992人
神奈川県	813人
静岡県	674人
愛知県	570人
山口県	483人
大阪府	472人

令和５年10月１日時点（速報値）　8,487人

○**登録児童数　1,399,224 人**　【R5.5.1 時点比：58,160 人減】

○**支援の単位数　36,705 支援の単位**　【R5.5.1 時点比：329 支援の単位減】

○**利用できなかった児童数（待機児童数）　8,487 人**　【R5.5.1 時点比：7,789 人減】

（２）放課後児童対策パッケージ

こども家庭庁　　文部科学省

放課後児童対策パッケージ（令和5年12月25日）

趣旨

- 「新・放課後子ども総合プラン」最終年度にあたり、受け皿確保（152万人分）や待機児童対策に集中的に取り組んできたが、目標の達成は困難な状況。
- 放課後児童対策の一層の強化を図るため、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として、とりまとめた。
- 「こども未来戦略」における加速化プラン期間中、早期の受け皿整備の達成に向け、本パッケージは令和5～６年度に取り組む内容をまとめたものである。

1．放課後児童対策の具体的な内容について

放課後児童クラブの実施状況（R5.5.1）　登録児童　145.7万人　待機児童　1.6万人
（R5.10.1）登録児童　139.9万人　待機児童　0.8万人

（１）放課後児童クラブの受け皿整備等の推進

放課後児童クラブを開設する場の確保

① 放課後児童クラブ施設整備の補助率の嵩上げ【R5補正】
② 学校（校舎、敷地）内における放課後児童クラブの整備推進
③ 学校外における放課後児童クラブの整備推進（補助引き上げ）【R5から実施】
④ 賃貸物件等を活用した放課後児童クラブの受け皿整備の推進（補助引き上げ）【R6拡充】
⑤ 学校施設や保育所等の積極的な活用

放課後児童クラブを運営する人材の確保

① 放課後児童クラブにおける常勤職員配置の改善【R6拡充】
② 放課後児童クラブに従事する職員に対する処遇改善
③ ICT化の推進による職員の業務負担軽減【R5補正】
④ 育成支援の周辺業務を行う職員の配置による業務負担軽減

適切な利用調整（マッチング）

① 正確な待機児童数把握の推進
② 放課後児童クラブ利用調整支援事業や送迎支援の拡充による待機児童と空き定員のマッチングの推進等（補助引き上げ）【R6拡充】

その他

① 待機児童が多数発生している自治体へ両省庁から助言
② コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進
③ 更なる待機児童対策(夏季休業の支援等)に係る調査・検討

（２）全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

放課後児童対策に従事する職員やコーディネートする人材の確保

① 放課後児童クラブにおける常勤職員配置の改善(再掲)
② 地域学校協働活動推進員の配置促進等による地域学校協働活動の充実

多様な居場所づくりの推進

① 放課後児童クラブと放課後子供教室の「校内交流型」「連携型」の推進
② こどもの居場所づくりの推進（モデル事業、コーディネーター配置）【R5補正】
③ コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進(一部再掲)
④ 特別な配慮を必要とする児童への対応
⑤ 朝のこどもの居場所づくりの推進（好事例周知等）

質の向上に資する研修の充実等

① 放課後児童対策に関する研修の充実
② 性被害防止、不適切な育成支援防止等への取組
③ 事故防止への取組
④ 幼児期から学童期に渡っての切れ目のない育ちの支援

2．放課後児童対策の推進体制について

（１）市町村、都道府県における役割・推進体制

① 市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会の継続実施
② 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

（２）国における役割・推進体制

① 放課後児童対策に関する二省庁会議の継続実施
② 放課後児童対策の施策等の周知

3．その他留意事項について

（１）放課後児童対策に係る取組のフォローアップについて

① 放課後児童クラブの整備<152万人の受け皿整備を進め、できる限り早期に待機児童解消へ>
② 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携<同一小学校区内でできる限り早期に全てを連携型へ>
③ 学校施設を活用した放課後児童クラブの整備<新規開設にあたり所管部局が求める場合、できる限り早期に全て学校施設を活用できるように>

（２）子ども・子育て支援事業計画との連動について

（３）こども・子育て当事者の意見反映について

（３）「新・放課後子ども総合プラン」の扱いについて

「新・放課後子ども総合プラン」の扱いについて

○「新・放課後子ども総合プラン」（新プラン）は、本年度末で終了することになるが、その理念や掲げた目標等を踏まえつつ、喫緊の課題を解決するためにも、放課後児童対策パッケージを活用し、都道府県・市町村（特別区を含む。）と国が連携し、「こどもまんなか」な放課後を実現する。なお、早期の 152 万人分の受け皿整備の達成に向けて、本パッケージは令和 5～6年度に取り組む内容をまとめたものである。

【放課後児童対策パッケージ本文より】

○ 新プラン終了に伴って、改めて3月下旬（予定）に文部科学省と連名で、放課後児童対策に関する通知を発出することとしている。基本的には新プランで示した内容を継続することとしているため、引き続き対策を講じていただきたい。

２．放課後児童対策予算について

（１）常勤職員配置の改善について

拡充 運営費における常勤職員配置の改善（放課後児童健全育成事業）

成育局　成育環境課

＜子ども・子育て支援交付金＞
令和６年度当初予算案　1,223億円の内数（1,046億円の内数）※()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

○　保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図る。

2. 拡充内容

○「こども未来戦略」を踏まえ、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から運営費において、現行の補助基準額に加え、「常勤の放課後児童支援員を２名以上配置した場合」の補助基準額を創設する。

【現行の補助要件】
①国の設備運営基準どおり放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を２名以上配置した場合、
②放課後児童支援員を１名のみ配置した場合（小規模の場合など）、
など、職員の配置状況に応じた補助を行っている。

【拡充イメージ（児童数36～45人、年間開所日数250日以上の例）】

	補助要件	放課後児童支援員	補助基準額（案）（１支援の単位当たり年額）
創設	常勤の放課後児童支援員を２名以上配置した場合。	＊２名とも常勤	6,552千円
①（現行）	放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を２名以上配置（※）した場合	＊常勤・非常勤問わず	4,868千円
②（現行）	放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を１名のみ配置した場合	＊常勤・非常勤問わず	4,088千円

※ ①の場合、放課後児童支援員２名のうち１名は補助員に代えることができる。

3. 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区及び一部事務組合を含む）　※ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。
【補 助 率】国１/３、都道府県１/３、市町村１/３

【交付要綱（案）】

１　放課後児童健全育成事業

①原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）どおり放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を２名以上配置した場合

※　常勤職員とは、法定労働時間の範囲内において、原則として放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」のすべてを、年間を通じて専ら育成支援の業務に従事している職員をいう。

（１）年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所

ア　基本額（１支援の単位当たり年額）

(ｱ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位

4,313,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数）×29,000円

(ｲ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位

6,552,000円－（36人－支援の単位を構成する児童数）×26,000円

(ｳ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位　6,552,000円

(ｴ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位

6,552,000円－（支援の単位を構成する児童の数－45人）×75,000円

(ｵ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位

4,601,000円

＜以下、略＞

（2）令和6年度予算案について

拡充

放課後児童クラブ関係予算のポイント

成育局　成育環境課

令和５年度予算額　１，２４０億円の内数　→　令和６年度当初予算案　１，３９８億円の内数

子ども・子育て支援交付金	令和５年度	１，０４６億円	→	令和６年度予算案　１，２２３億円
子ども・子育て支援施設整備交付金	令和５年度	１５９億円	→	令和６年度予算案　１４３億円
こども政策推進事業費補助金（放課後関係）	令和５年度	２５億円の内数	→	令和６年度予算案　２２億円の内数
保育対策総合支援事業費費補助金（放課後関係）	令和５年度	１０億円の内数	→	令和６年度予算案　１１億円の内数

施策の目的

○　保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。

○　実施主体：市町村（特別区を含む）　※市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる

運営費（基本分）の負担の考え方

※国(1/6)は事業主拠出金財源

１．運営費等（子ども・子育て支援交付金により実施）

（１）放課後児童健全育成事業（運営費）

放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助

（２）放課後こども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等に必要な経費に対する補助

（３）放課後児童クラブ支援事業

①　障害児を受け入れた場合の加配職員の配置等に必要な経費に対する補助

②　待機児童が存在している地域等において、アパート等を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するために必要な賃借料等に対する補助

③　放課後児童クラブへの移動や帰宅する際の送迎支援に必要な経費に対する補助

（４）障害児受入強化推進事業等

（３）の①に加え、障害児を３人以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に必要な経費に対する補助

（５）放課後児童支援員の処遇改善

①　18:30を超えて開所するクラブにおける放課後児童支援員等の処遇改善に必要な経費に対する補助

②　放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に必要な経費に対する補助

③　収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置に係る補助

（６）放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要な経費に対する補助

２．施設整備費（子ども・子育て支援施設整備交付金により実施）

放課後児童クラブの施設整備に必要な経費に対する補助

＜国庫補助率嵩上げ（平成28年度からの継続）＞

公立の場合：（嵩上げ前）国１／３、都道府県１／３、市町村１／３
→（嵩上げ後）国２／３、都道府県１／６、市町村１／６

民立の場合：（嵩上げ前）国２／９、都道府県２／９、市町村２／９、社会福祉法人等１／３
→（嵩上げ後）国１／２、都道府県１／８、市町村１／８、社会福祉法人等１／４

＜嵩上げ後の自治体負担分の一部補助（令和５年度補正予算）＞

公立の場合：（嵩上げ後）国２／３、都道府県１／６、市町村１／６
→　国５／６、都道府県１／１２、市町村１／１２

民立の場合：（嵩上げ後）国１／２、都道府県１／８、市町村１／８、社会福祉法人等１／４
→　国５／８、都道府県１／１６、市町村１／１６、社会福祉法人等１／４

３．研修関係（こども政策推進事業費補助金により実施）

（１）放課後児童支援員認定資格研修事業

放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている研修を実施するために必要な経費に対する補助

（２）放課後児童支援員等資質向上研修事業

現任職員向けの研修を実施するために必要な経費に対する補助

４．その他（保育対策総合支援事業費補助金により実施）

Ⅰ　こどもの居場所の確保

（１）放課後居場所緊急対策事業

待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない児童を対象に、児童館や公民館等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心なこどもの居場所を提供する。

※学校敷地外だけでなく、学校敷地内で事業を実施する場合も補助対象に拡大。【拡充】

（２）小規模多機能・放課後児童支援事業

地域の実情に応じた放課後のこどもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

Ⅱ　育成支援の内容の質の向上

（１）放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置（「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中で実施）

利用児童の安全確保や、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

（２）放課後児童クラブの人材確保支援（「保育士・保育所支援センター設置運営事業」及び「保育人材等就職・交流支援事業」の中で実施）

放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センター等において、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市町村において就職相談等の支援を行う。

５．令和６年度予算における運営費の主な拡充内容

①　放課後児童健全育成事業（運営費）（子ども・子育て支援交付金）【拡充】

「こども未来戦略」を踏まえ、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から運営費において、現行の補助基準額に加え、「常勤の放課後児童支援員を２名以上配置した場合」の補助基準額を創設する。

（補助基準額（案））

・常勤の放課後児童支援員を２名以上配置した場合：6,552千円（１支援の単位当たり年額）

・国の設備運営基準どおり放課後児童支援員等を配置した場合：4,868千円（１支援の単位当たり年額）

②　放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料支援）（子ども・子育て支援交付金）【拡充】

賃貸物件を活用して実施している放課後児童クラブの賃借料支援について、１支援の単位当たりの利用児童数の実態を踏まえ、補助基準額を引き上げる。

（補助基準額（案））

・１支援の単位当たり年額：3,374千円（R5年度：3,066千円）

③　放課後児童クラブ送迎支援事業（子ども・子育て支援交付金）【拡充】

待機児童が100人以上発生している市町村が放課後児童クラブ送迎支援事業を実施する場合の補助基準額を引き上げる。

（補助基準額（案））

・１支援の単位当たり年額：536千円

・待機児童が100人以上発生している自治体の場合：1,073千円

拡充

放課後居場所緊急対策事業（保育対策総合支援事業費補助金）

成育局　成育環境課

＜保育対策総合支援事業費補助金（放課後関係）＞

令和６年度予算案　11億円の内数（10億円の内数）※() 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○　放課後児童クラブの利用申込みをしたにもかかわらず利用できない児童の受け皿や多様な居場所を確保する観点から、放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が１０人以上いる市町村において、児童館・公民館、塾・スポーツクラブ等に専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守りを行い、放課後のこどもの居場所を提供する事業を実施する。

2 事業の概要・スキーム

1　対象児童：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童や特別支援学校の小学部の児童であり、放課後児童クラブを利用できない児童

2　職員体制：市町村が適当と認めた者を１名以上配置。

3　開所日数等：原則週３日以上、かつ１日２時間以上

4　実施場所：児童館、公民館、塾・スポーツクラブなどの既存の社会資源を活用。

5　対象事業の要件

（１）本事業の対象は、放課後児童クラブの待機児童が10人以上生じている市町村（又は生じる見込みのある市町村）とする。

（２）塾・スポーツクラブなどの習い事をして子供が過ごす時間帯は、本事業の補助対象とならない。

（３）学校敷地外だけでなく、学校敷地内で事業を実施する場合においても補助対象とする。【拡充】

（４）他の国庫補助を受ける場合は本事業の対象とならない。

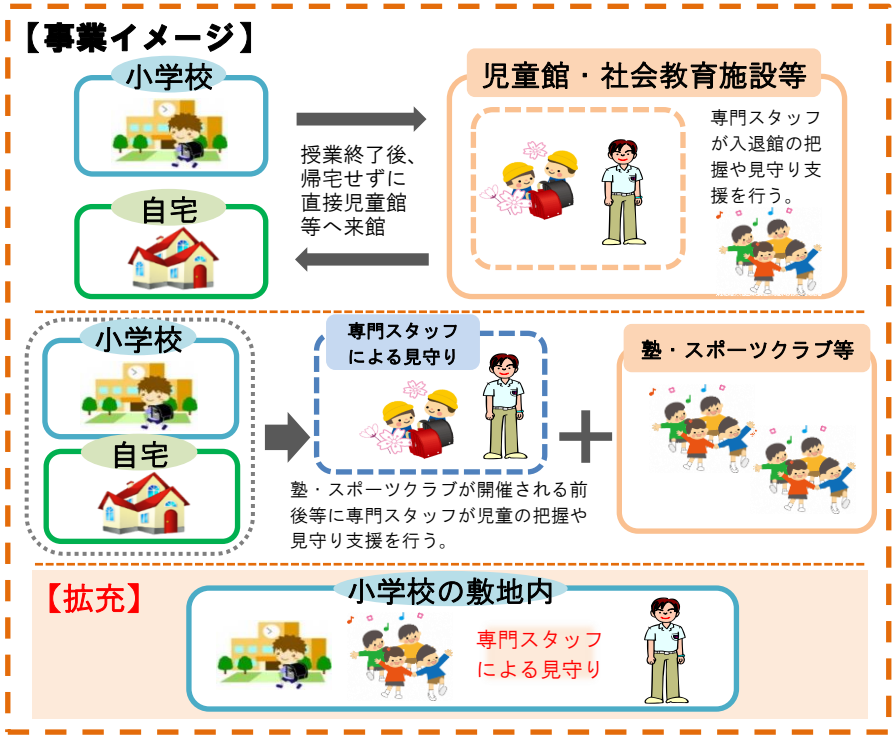

3 実施主体等

【実施主体】　市町村（特別区を含む。）※適切と認めた者に委託可　　【補 助 率】　国１／３、都道府県１／３、市町村１／３

【補助基準額（案）】　①運営費：1,086千円　　②環境整備のための設備費等：500千円

拡充 放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助）（放課後児童健全育成事業）

成育局　成育環境課

＜子ども・子育て支援交付金＞
令和６年度当初予算案　1,223億円の内数（1,046億円の内数）※()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

○　待機児童が生じている又は生じる見込みのある市町村において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な賃借料の補助を行う。

2. 施策の内容

【対象事業】
○賃借料補助
①学校敷地外の民家・アパート等を活用して、平成27年度以降に新たに実施した、又は実施する場合に必要な賃借料（開所前月分の賃借料及び礼金含む。）を支弁する事業。ただし、所有権移転の条項が附されている賃貸借契約（いわゆるリース契約）に係る費用は対象とならない。
②学校敷地内又は公有地内において、プレハブを設置し、放課後児童健全育成事業を実施するために必要な費用（リース代）を支弁する。

3. 実施主体等

【実施主体】　市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）※ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。
【補 助 率】　国１／３、都道府県１／３、市町村１／３
※本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

4. 拡充内容

賃借料補助の補助基準額を見直し、放課後児童クラブにおける１支援の単位当たりの利用児童数の実態に沿った単価に改定する。
【補助基準額（案）】
１支援の単位当たり年額：3,374千円

拡充 放課後児童クラブ送迎支援事業（放課後児童健全育成事業）

成育局　成育環境課

＜子ども・子育て支援交付金＞
令和６年度当初予算案　1,223億円の内数（1,046億円の内数）※()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

○　授業終了後に学校敷地外の放課後児童健全育成事業を行う場所（放課後児童健全育成事業所）に移動する際に、児童の安全・安心を確保するため、地域人材の活用等による送迎支援を行うことで、市域内の需給バランスの改善を図り、もって待機児童の解消を図る。

2. 施策の内容

○　放課後児童健全育成事業を、学校敷地外で実施している場合に、児童の安全・安心を確保するため、授業終了後の学校から放課後児童健全育成事業所への移動時や、放課後児童健全育成事業所からの帰宅時に、地域において児童の健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等による児童への付き添いや、バス等による送迎を行うものとする。

3. 実施主体等

【実施主体】　市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）※ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

【補 助 率】　国１／３、都道府県１／３、市町村１／３

※本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

4. 拡充内容

待機児童が100人以上発生している自治体において、当該事業を実施する場合に補助基準額の引き上げを行う。

【補助基準額（案）】

・１支援の単位当たり年額：536千円

・待機児童が100人以上発生している自治体の場合：1,073千円【拡充】

子ども・子育て支援施設整備交付金

成育局　参事官（事業調整担当）

令和６年度当初予算案　156億円 ＋ 令和５年度補正予算　21億円（令和５年度当初予算　172億円）

1 事業の目的

○　子ども･子育て支援法に基づき、市町村が策定する「市町村子ども･子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブや病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策や病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

（1）放課後児童クラブ整備費

放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

放課後児童クラブの受け皿整備を推進し、待機児童の解消を図るため、待機児童が発生している市町村等が行う整備について、国庫補助率の嵩上げを継続して実施する。

【令和５年度補正予算より前倒しして実施する拡充事項】

・学校敷地外で地域のこどもと共に交流する場を一体的に整備する場合の国庫補助基準額を引き上げ

・待機児童が発生している市町村等が行う整備について、国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部を補助（放課後児童クラブ整備促進事業）

（2）病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

3 実施主体等

【実施主体】

市町村

【補助対象事業者】

市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者　等

【補 助 率】

	国	都道府県	市町村	社福法人等
放課後児童クラブ整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3	1/3	1/3	―
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	2/9	2/9	2/9	1/3
病児保育施設整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3	1/3	1/3	―
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	3/10	3/10	3/10	1/10

（放課後児童クラブの補助率の嵩上げ）

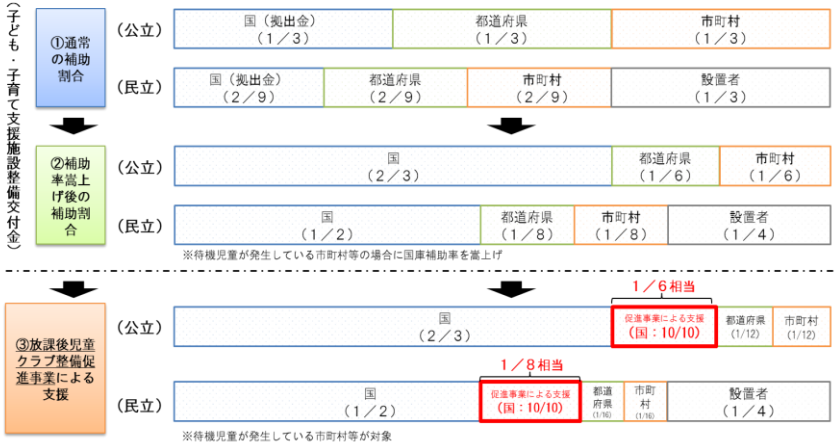

（本事業を活用した場合の公立の場合の実質の補助割合）

	国	都道府県	市町村
①通常	1／3	1／3	1／3
②嵩上げ後	2／3	1／6	1／6
③整備促進事業活用後	5／6	1／12	1／12

自治体の負担割合を1/2軽減

（本事業を活用した場合の民立の場合の実質の補助割合）

	国	都道府県	市町村	設置者
①通常	2／9	2／9	2／9	1／3
②嵩上げ後	1／2	1／8	1／8	1／4
③整備促進事業活用後	5／8	1／16	1／16	1／4

自治体の負担割合を1/2軽減

３．放課後児童クラブの
質の確保等について

「放課後児童クラブ運営指針」の改正について

○「放課後児童クラブ運営指針」（平成27年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）は、放課後児童支援員認定資格研修において教材として用いることを求めている等、すべての放課後児童クラブを望ましい方向に導いていくための「全国的な標準仕様」としての性格を有している。

○「こどもの居場所づくりに関する指針」（令和5年12月22日閣議決定）を踏まえ、放課後児童クラブが放課後のこどもたちの居場所として更に機能することを目的にして、令和6年度中に「放課後児童クラブ運営指針」を改正することを予定している。

○ また、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の改正内容や、「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」（令和5年7月26日）、近年の放課後児童クラブにおける事故等を踏まえ、所要の改正を検討している。

○ こども家庭審議会こどもの居場所部会に「児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会」を設置し、議論を行う。

○ 令和7年度以降の放課後児童支援員認定資格研修においても、指針の改正内容を反映いただきたいことから、令和6年度後半に、認定資格研修の講師養成研修を行う予定。

10人未満の放課後児童クラブ（支援の単位）への補助について

○ 令和5年 地方分権改革に関する提案募集において、10人未満の支援の単位について、補助対象を拡大することについて提案があった。

○ 令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）（抄）

> 児童の数が10人未満の支援の単位におけるこども家庭庁長官の承認を要しない類型を追加する方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

↓

○ 令和6年度　実施要綱において、
これまで対象としていた、山間地、漁業集落、へき地、離島で実施している場合や、こども家庭庁長官が認める場合に加え、
・実施している小学校区内において唯一の支援の単位である場合
を追加する予定。また、
・過年度にこども家庭庁長官により補助を認められた支援の単位については、認められた時点の協議内容に変更がない限り、引き続き補助対象とする予定。
これにより、多くの支援の単位において、事前協議が不要となる。

放課後児童クラブの運営内容の評価について

○ 設備運営基準第5条第4項及び運営指針第7章において、放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について自己評価を行い、結果を公表するように努めるものとしている。自己評価(チェック)ツールは、こども家庭庁ホームページで公開しているので、活用されたい。

自己評価の実施あり	14,631 （56.7%）
評価を行う際に、こどもや保護者の意見を取り入れている	13,523 （52.4%）

○ また、質の確保のため、第三者評価の活用も期待される。

第三者評価の実施あり	4,254 （16.5%）
第三者評価の結果を公表している	3,051 （11.8%）

○ 福祉サービス第三者評価事業の枠組みにおける「放課後児童クラブ評価基準ガイドライン」を定めており、この評価基準を利用した第三者評価機関との契約による評価実施に対する補助を行っている。受審率が低調な状況のため、積極的に活用いただきたい。

実施要綱別添11「放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業」の補助対象となる第三者評価機関による評価を受審している	738 （2.9%）

令和5年5月1日現在 （ ）内は全クラブ数に対する割合

４．放課後児童クラブの
安全対策等について

放課後児童クラブにおける事故報告について

○「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(令和5年12月14日 こ成安第142号、5教参学第30号)等に基づき、放課後児童クラブにおける
(1)死亡事故
(2)意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)
(3)治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故
については、報告を求めている。

○ 国への第1報は、原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)としていることから、各自治体においては、事業所に周知いただくよう、改めてお願いする。

○ 放課後児童クラブにおける令和4年中に発生した事故は、565件となっており、前年比90件増となった。注意喚起をお願いしたい。

○ なお、令和5年7月・8月には、放課後児童クラブの活動中の事故により、児童が亡くなるという大変痛ましい事案が続いた。このほか、一時意識不明となる事故も発生した。

○ 重ねて、放課後児童クラブにおける安全管理の徹底をお願いする。

令和５年７月に発生した放課後児童クラブの活動中におけるプールでの死亡事故を受け、こども家庭庁では注意喚起を行っています。

放課後児童クラブや児童館において、プール活動等（プールをはじめ、海や川などにおいて児童が入水を伴う活動のこと。）を行う際には十分に準備を行った上で、安全を確保した状態で実施するようにしてください。

留意事項

・プール活動は重大事故につながる可能性があることから、プール活動を行う場合は、監視体制、職員研修、児童への安全指導、緊急事態への対応（連絡体制やAEDの所在確認等を含む）等に関するマニュアル等を作成する必要がある。作成にあたっては、使用する環境（プール、海・川・湖等）によって、状況が異なること等を想定すること。放課後児童クラブにおける事故やケガの防止や発生時の対応に関するマニュアルに付記することも考えられる。
・また、作成したマニュアルは、全ての職員（放課後児童支援員以外の職員やボランティア等を含む）に周知し、理解させる。
・必要に応じて、マニュアルに即した研修や訓練を実施する。
・使用するプール等の状況（水深、管理体制、周囲の環境、天候等）を事前に把握することが求められる。
・長期休業期間は、臨時的雇用者を配置する可能性があることから、通常と異なる等体制上の懸念がある場合は、プール活動を中止する等の判断を行う。
・放課後児童クラブは、異学年児童が同時に活動する特徴があり、利用児童の発達段階を踏まえたプール活動や水遊びの内容を検討する必要があることを職員全員が理解する。
・プール活動に参加する児童の泳力や心身等の状況を把握することが求められる。
・小学校での水泳に関する指導内容について、在籍校に確認する等により状況を把握する。その際、「水泳等の事故防止について」（令和5年4月 27 日付5ス庁第 215 号スポーツ庁次長通知）等を参照することも考えられる。
・放課後児童クラブの管理下を離れ、学校のプール教室等に参加・引率をする場合、学校職員と事前協議を行い、放課後児童支援員等との業務内容等を明確にしておくことや、当日の参加児童人数の確実な把握及び引継ぎが求められる。

※こども家庭庁ホームページで関連する事務連絡を公開していますので、必ずご確認ください。
https://www.cfa.go.jp/policies/kosodateshien/houkago-jidou/
https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/

児童館・放課後児童クラブにおける「安全計画」の策定について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第 159 号）の規定により、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が改正され、児童館・放課後児童クラブにおいて、令和５年４月１日より安全に関する事項についての計画「安全計画」を策定することになりました。（令和５年度は努力義務、令和６年度から義務化）

策定のポイント

・放課後児童クラブ等の設備の安全点検の実施に関すること
・マニュアルの策定
・児童・保護者への安全指導
・事業所・施設内での活動は勿論のこと、遠足等の事業所・施設外の活動時の安全確保に関すること
・放課後児童クラブ等が独自にバス等による送迎サービスを実施している場合におけるバス等での運行時の安全確保に関すること
・安全確保に係る取組等を確実に行うための放課後児童クラブ等職員への研修や訓練に関すること
・年間スケジュール（いつ・なにを行うか）
・再発防止の取組

策定後に事業者に求められること

・計画の内容を、実際に児童への支援等を行う職員に周知する
・研修や訓練を定期的に実施する
・（放課後児童クラブ）
利用する児童の保護者に対し、事業所内外における児童の安全に関する連携を図るため、事業所での安全計画に基づく取組の内容等を入所時等の機会において説明を行うなどにより周知する
・（児童館）
利用する児童の保護者に対し、施設での安全計画に基づく取組の内容等を利用時等の機会において説明を行うなどにより周知することが望ましい
・PDCA サイクルの観点から、定期的に安全計画の見直しを行うとともに、必要に応じて安全計画の変更を行う

※具体的な安全計画や、取組と実施時期の例を「放課後児童クラブ等における安全計画の策定に関する留意事項等について」（令和４年12月21日　厚生労働省子ども家庭局子育て支援課事務連絡）において、例示しているので参照いただきたい。